

別紙２：業務の分担

本事業に関連する業務のうち、本市が担当するものは次のとおりである。本事業の執行については、各々自らの費用と責任において適切に業務を実施するものとする。

(1) 一般廃棄物処理計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画を策定し、同条第５項の規定に基づき公表すること。

(2) 運搬事業者・資源化事業者・処分事業者の選定・契約

搬出されるものの運搬事業者・資源化事業者・処分事業者の選定・契約

(3) 処理不適物の処分

受託者の責によらず、搬入された処理不適物の処分

(4) 機器の補修・更新

対象施設の基本性能を維持するために必要な機器の補修・更新

(5) 対象施設の保全

対象施設の照明設備・給排水衛生設備・空調設備・建屋の外壁・屋根の防水等の点検・補修等

(6) 精密機能検査

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の規定に基づいて実施する検査

(7) 建築物保守点検

- ・高圧受変電設備保安点検
- ・エレベーター保守点検
- ・空調設備保守点検
- ・消防用設備等保守点検

(8) 警備業務

対象施設の機械警備業務等

(9) 見学者の対応

施設見学者の対応

(10) 防火管理者の設置

防火管理者の設置

(11) 損害保険の加入

火災保険等対象施設の所有者として加入すべき損害保険への加入。ただし、対象施設の運営に関するものについては、受注者の負担とする。